

パートタイム・有期雇用労働法は2020年4月1日施行

(中小企業は2021年4月1日から適用)

正社員と非正規社員の間の待遇の差に関するご相談を お受けしています!

奈良労働局雇用環境・均等室

電話:0742-32-0210





